

個人住宅

農地転用許可申請書 添付書類

	書類の名称	必要部数	備考	
1	許可申請書	第4条	3	権利の設定・移転を伴わないもの
		第5条	4	権利の設定・移転を伴うもの
2	住民票の謄本	2	第5条の場合は、当事者双方のもの (1部はコピー可)	
3	土地の登記簿の謄本	2	さいたま地方法務局熊谷支局 ☎524-8805 (1部はコピー可)	
4	図面	①位置図(2万分の1)	2	行田市都市計画図(コピー可)
		②案内図	2	略図又は住宅地図のコピー
		③公図(原本)	2	さいたま地方法務局熊谷支局又は市役所税務課 ※インターネットのものは不可
		④配置図	2	転用後の利用配置計画
		⑤平面図	2	建築物、工作物等
		⑥立面図	2	〃
		⑦土地造成図	2	平面図及び横断面図
5	現況写真	1	撮影方向がわかる書類を添付すること。	
6	理由書	2	詳細、明確に記入すること。	
7	建物賃貸借契約書又は借家証明	2	借家等に居住している場合(コピー可)	
8	無資産証明書	2	実家等に居住している場合(1部はコピー可)	
9	資金調達計画書	2	見積書を添付すること。 融資証明書、残高証明書等	
10	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100	
11	農用地除外証明書	2	証明手数料 200円	
12	親族関係図	2	12号区域の場合	
13	戸籍謄本	2	12号区域の場合(コピー可)	
14	委任状(申請手続等を代理人が行う場合)	2	(1部コピー可)	
<p>その他参考資料</p> <p>※ 第5条の場合は、申請人と親族の関係が分かるものを添付してください。</p> <p>※ 追認の場合は、昭和45年時の航空写真と公図の重ね合わせ図を添付してください。</p> <p>※ 敷地拡張の場合は、現況写真及び一体利用している土地の謄本(コピー可)を添付してください。</p>				

- * 申請書の受付は、毎月10日が締切りです。
- * 開発行為を伴うものについては、開発行為許可申請書を建築開発課へ同時提出してください。
- * 土地改良区の意見書は、該当する土地改良区について添付してください。
- * 住民票の謄本、戸籍謄本、土地の登記簿の謄本及び公図は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。